

第42回 子ども・子育て会議

【追加資料】

- 追加資料1 子ども・子育て支援プランの評価・検証について
社会福祉審議会児童福祉専門分科会の評価・意見等の報告
p.1～2
- 追加資料2 条例・要綱等<参考> p.3～8

報告事項 子ども・子育て支援プランの評価・検討について 社会福祉審議会児童福祉専門分科会の評価・意見等の報告

重点施策 6 子ども・子育て支援プランの子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実

(1) 学習・進学支援

- ・ひとり親家庭への学習支援、生活困窮世帯対象学習支援事業の拡充
- ・学校や地域における各種学習支援

評価・意見等

- 小学生の時から勉強についていけないと、中学生になっても既に自信とやる気をなくしている子供が多いため、できるだけ早期から学習支援を行ってほしい。
- 勉強が分からず自信や自尊感情を持たない子供の中には、不登校やいじめの加害者になったり、非行に走る子供もいて、かえって社会的コストが高くなる場合もある。事業の対象を小学生まで拡大するとコストは増大するが、行政としての費用対効果を考えても、子供時代に学習環境を整えて自信と自尊感情を育むほうが長い目で見るとコストを抑えることにもつながるのではないかな。
- 小学生から学習支援を行っている自治体の事例を踏まえて、事業の対象者拡大を検討してほしい。
- 今の事業スキームで対象を小学生まで拡大することが難しいのは理解できる。放課後キッズルーム事業や放課後子供教室を活用し、貧困世帯等で勉強についていけない小学生が、学習目的で参加できるようにしてほしい。
- 放課後キッズルーム事業や放課後子供教室に担任の先生やスクールソーシャルワーカーを配置し、子供たちの学習支援につなげられるようにしてほしい。
- 放課後キッズルーム事業の見守りサポーターから勉強が苦手な子供へ、声かけやアドバイスをしてあげてほしい。
- 「学校や地域における各種学習支援」は、貧困世帯やひとり親世帯だけを対象にするものではなく、全ての子供に関わる施策のため、重点施策 2 「【学童期】放課後の子供の居場所の充実」に移してはどうか。
- 「学校や地域における各種学習支援」は、放課後キッズルーム事業や放課後子供教室で学習支援が補えるよう、重点施策 6 のままとし、社会福祉審議会でも引き続き経過を見せてほしい。
- 放課後キッズルーム事業が子供の居場所として、貧困世帯等の子供たちとつながれる場所になるよう、見守りサポーターの役割に学習サポートも組み込んでほしい。
- 放課後キッズルームの利用者は、小学校 1～3 年生の低学年が多く、高学年は少ないというイメージがある。小学生高学年の子供たち、特に中学生に上がる前の小学校 6 年生に対してどのように取り組んでいくのが課題である。

○学習支援事業の評価について、参加者数だけではなく、参加者のアンケート結果からも事業を評価してはどうか。

(2) 生活の支援

スクールソーシャルワーカーの拡充

評価・意見等

○スクールソーシャルワーカーは、貧困世帯やひとり親世帯だけを対象にするものではなく、様々な困難を抱える子供に関わる施策のため、第2期西宮市子ども・子育て支援プラン策定時には、中学生を対象とする項目をつくり、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーについて重点的に取り組んでほしい。

重点施策7 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童虐待の予防

早期発見・早期支援

評価・意見等

○幼稚園や保育所に通っていない子供の死亡事例が目立っている。家で子供をみている家庭に家庭児童相談員が訪問することで、支援が必要な子供や家庭を早期に発見することができるため、他の自治体を参考に検討してほしい。

(2) 児童虐待相談や支援

実務担当者会議の充実

評価・意見等

○西宮市要保護児童対策協議会の実務担当者会議で扱う虐待件数が膨大であるため、重症度が高いケースについては必ず点検対象となるよう、重症度に応じて点検頻度を変えるなど、他市も参考にしながら運営してほしい。

(3) 児童虐待対応に向けた連携強化、体制強化

- ・相談体制の強化
- ・子ども家庭総合支援拠点の整備

評価・意見等

○児童相談所の児童福祉司は配置基準が法定化されているが、子ども家庭総合支援拠点の市区町村職員の配置基準は法定化されていないため、国に強く要望してほしい。

○子ども家庭総合支援拠点の職員は困難なケースを扱い、ストレスフルな仕事を担っている。他市の死亡事例を見ていると、例外なくスーパービジョンがほとんど機能していないため、職員が困ったときには、いつでもスーパーバイザーに相談できるような体制にしてほしい。

条例・要綱等〈参考〉

1) 西宮市附属機関条例（抄）

（設置）

第1条 別に条例に定めるもののほか、別表根拠規定の欄に掲げる規定に基づき、執行機関又は地方公営企業の管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、同表附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

（委員）

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（附属機関の運営）

第3条 附属機関に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 附属機関の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、当該附属機関の属する執行機関等が招集する。

5 附属機関は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4条～第39条 （略）

（西宮市子ども・子育て会議の特例）

第39条の2 西宮市子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 第3条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第4項ただし書中「会長及び副会長」とあり、並びに同条第2項、第3項及び第4項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長の指名した委員」と読み替えるものとする。

4 西宮市子ども・子育て会議は、部会の決議をもって西宮市子ども・子育て会議の決議とすることができる。

第40条～第47条 (略)

(意見聴取等)

第48条 附属機関は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他議事に関係のある者に対し、出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第49条 附属機関の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第50条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、その属する執行機関等又は当該附属機関が定める。

付 則 (略)

別表 第1条、第2条、第22条、第29条、第44条、第47条関係

(子ども・子育て会議部分抜粋)

附属機関の属する執行機関等	根拠規定	附属機関	担当事務	委員総数の上限	構成
市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項	西宮市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務についての調査及び審議	20人	子どもの保護者 事業主の代表者 労働者の代表者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 子ども・子育て支援に関し優れた識見を有する者

(参考) 子ども・子育て支援法 (抄)

(市町村等における合議制の機関)

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
 - 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
 - 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
 - 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
 - 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

2) 西宮市子ども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号。以下「条例」という。)第50条の規定に基づき、西宮市子ども・子育て会議(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の決議により非公開とすることができる。

- (1) 西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号)第6条各号に該当すると認められる事項の調査及び審議をするとき
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められるとき

2 会議の傍聴を希望する者は、別記様式により西宮市子ども・子育て会議傍聴申請書を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 会長は、傍聴希望者が、第5項の規定による退場を命じられたことがある等会議の円滑な進行を妨げるおそれのあるものと判断するときは、前項の許可をしない。

4 会長は、傍聴希望者が多数ある場合は、傍聴者の人数を制限することができる。この場合、第6条に規定する課（以下「事務局」という。）において、あらかじめ、会場の状況等により傍聴可能な人数を決め、希望者が当該人数を超えた場合は、抽選により傍聴者の人数を調整するものとする。

5 会長は、傍聴者が次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴者の退場を命ずることができる。

- (1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき
- (2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき
- (3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき

（会議録の調製）

第3条 会長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項

（部会の設置）

第4条 審議会は、子ども・子育て支援法第72条第1項第1号及び第2号に掲げる事務を処理するため、審議会とは別に条例第39条の2の規定に基づき、部会を置くものとする。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、こども支援局子供支援総括室子供支援総務課において処理する。

（部会に対する準用）

第7条 第2条、第3条及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第2条第2項から第5項まで及び第3条中「会長」とあるのは「部会長」と、前条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

付 則（略）

3) 西宮市参画と協働の推進に関する条例(抄)

(附属機関等)

第11条 市の機関は、附属機関その他意見を求める機関(以下「附属機関等」という。)の委員を選任するときは、次の基準に従うよう努めるものとする。

- (1) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 公募により選任する委員(以下「公募委員」という。)を含めること。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合その他公募委員を選任しないことに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

2 市の機関は、附属機関等の委員を選任したときは、その氏名、年齢、職業、任期等を公表するものとする。ただし、公表しないことに合理的な理由があるときは、この限りでない。

3 附属機関等の会議(以下「会議」という。)は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合
- (2) 会議の内容が個人情報にかかわるものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

4 市の機関は、会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表するものとする。ただし、緊急を要する場合その他公表しないことやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

5 市の機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、会議録に西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号)第6条各号に規定する非公開情報が記録されている場合は、この限りでない。

4) 西宮市情報公開条例(抄)

(公開義務)

第6条 実施機関は、公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)があつたときは、次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開請求をした者(以下「請求者」という。)に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができない情報
- (2) 通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる個人に関する情報で、特定の個人が識別されうるもの。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。
- (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活若しくは環境に重大な影響を及ぼすおそれのある違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。

- (4) 市と国、地方公共団体その他公共団体（以下「国等」という。）との間の協議依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより、当該国等との協力関係又は信頼関係を著しく害すると認められるもの
- (5) 市の内部又は市と国等との間における調査、検討、審議、企画等の意思形成過程に関する情報で、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市又は国等が行う立入検査、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事その他の事務事業に関する情報で、公開することにより、当該事務事業又はこれと同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じるおそれのあるもの
- (7) 公開することにより、人の生命、身体若しくは財産等の保護、公共安全又は秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報